

## 相続税相談のご案内

平成 27 年の改正以降身近な存在となった相続税ですが、「相続税申告の手続きが複雑で難しい」「遺産相続トラブルに発展したらどうしよう」などの不安を抱えていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。

「相続税が発生する基準」や、「生前贈与について」、「相続税の節税対策とはどういったものがあるのか」など、お悩みの方もいらっしゃるかと思います。

そこで、税理士法人永田会計では相続税相談を行っております。

当事務所は相続税に力を入れており、平成 27 年の改正以降どのような節税対策が想定されるか いろいろな角度から研究しております。

相続対策を始めたい方、アドバイスが欲しい方、相続税の概算が知りたい方などお気軽にご相談ください。

※初回相談のみ無料(90分)

